

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2020年4月7日
【会社名】	株式会社エコミック
【英訳名】	E C O M I C C O . , L T D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 浩二
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西八丁目1-1 朝日生命札幌大通ビル
【電話番号】	(011)206-1945(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 荒谷 努
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通西八丁目1-1 朝日生命札幌大通ビル
【電話番号】	(011)206-1103
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 荒谷 努
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 167,270,400円 オーバーアロットメントによる売出し 22,572,000円 (注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、2020年3月27日(金)現在の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2020年3月27日(金)現在の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、証券会員制法人札幌証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	240,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株

- (注) 1 2020年4月7日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹会社である岡三証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、2020年4月7日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2020年4月15日(水)から2020年4月20日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	240,000株	167,270,400	83,635,200
計(総発行株式)	240,000株	167,270,400	83,635,200

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2020年3月27日(金)現在の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2020年4月21日(火) 至 2020年4月22日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2020年4月27日(月)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2020年4月15日(水)から2020年4月20日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.ecomic.jp/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2020年4月14日(火)から2020年4月20日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年4月15日(水)から2020年4月20日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2020年4月15日(水)の場合、申込期間は「自 2020年4月16日(木) 至 2020年4月17日(金)」

発行価格等決定日が2020年4月16日(木)の場合、申込期間は「自 2020年4月17日(金) 至 2020年4月20日(月)」

発行価格等決定日が2020年4月17日(金)の場合、申込期間は「自 2020年4月20日(月) 至 2020年4月21日(火)」

発行価格等決定日が2020年4月20日(月)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、2020年4月28日(火)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北洋銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西三丁目7

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	180,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	24,000株	
北洋証券株式会社	札幌市中央区北一条西三丁目3番地	24,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	12,000株	
計		240,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
167,270,400	6,200,000	161,070,400

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2020年3月27日(金)現在の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額161,070,400円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限20,608,800円と合わせた、手取概算額合計上限181,679,200円について、設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には運転資金に充当する予定であります。

具体的には、2020年9月を目途に70,000,000円を年末調整システムの改修に係る資金に、2021年5月を目途に60,000,000円を現行給与計算基幹システムの更新に係る資金に、2022年3月末までに51,679,200円を新給与計算基幹システムの導入に係る資金に充当する予定です。なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	30,000株	22,572,000	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.ecomic.jp/ir/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2020年3月27日(金)現在の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2020年 4月21日(火) 至 2020年 4月22日(水) (注)1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	岡三証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店並び に全国各支店 及び営業所		

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、2020年4月28日(火)であります。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(2020年4月7日(火))現在、証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場に上場されておりますが、2020年4月28日(火)に株式会社東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)へ上場される予定であります。

なお、証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場への上場は維持されます。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である岡三証券株式会社が当社株主から30,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、30,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2020年4月7日(火)開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、2020年5月7日(木)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1

また、岡三証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2020年4月28日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2)、借入れ株式の返却を目的として、証券会員制法人札幌証券取引所又は株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。岡三証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、岡三証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、岡三証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

岡三証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、岡三証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、岡三証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、証券会員制法人札幌証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 30,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 岡三証券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 2020年5月1日(金) |
| (6) 払込期日 | 2020年5月7日(木) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2020年4月15日(水)の場合、「2020年4月18日(土)から2020年4月28日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年4月16日(木)の場合、「2020年4月21日(火)から2020年4月28日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年4月17日(金)の場合、「2020年4月22日(水)から2020年4月28日(火)までの間」

発行価格等決定日が2020年4月20日(月)の場合、「2020年4月23日(木)から2020年4月28日(火)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるキャリアバンク株式会社、佐藤良雄及び熊谷浩二は岡三証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は岡三証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、岡三証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(注1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注2)に係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注)1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年4月8日(水)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2020年4月15日(水)から2020年4月20日(月)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

(注)2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

(注)3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.ecomic.jp/ir/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「事業の概況」から「主な連結業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

事業の概況

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、当社及び連結子会社1社で構成され、ペイロール事業とそれに関連する事業を事業内容としております。当社はペイロール事業の単一セグメントとなっており、ペイロール事業の詳細については以下のとおりであります。

給与(賞与)計算アウトソーシング

BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の一種であり、顧客企業の人事・総務・経理等の担当者が行う給与(賞与)計算業務等を代行するサービスを提供しております。当該サービスの具体的な内容及び流れは以下のとおりであります。

給与(賞与)計算業務を受託した後、事前に顧客企業独自の制度である給与体系等を把握し、当社内の給与計算基幹システムにマスタの登録を行う等のセットアップを行います。次に、顧客企業より給与計算に必要な社員情報や勤怠情報の提供を受け、給与計算基幹システムに入力して給与の計算を行います。その計算結果を基に、給与(賞与)支払いを銀行振込で行うために銀行に送信するための振込データ、従業員本人に渡すための給与明細等、顧客企業で使用するための台帳や記帳情報等を作成し、納品物として顧客企業へ提供する業務であります。

年末調整アウトソーシング

顧客企業の従業員が提出した年末調整に関する申告書等に基づいて、年末調整を行うために必要な情報をデータ化する業務であります。

給与(賞与)計算アウトソーシングを行っている顧客企業については、このデータ化した情報を給与計算基幹システムに取り込んで、年末調整を行います。また、当社グループは給与(賞与)計算アウトソーシングを行っている顧客以外にもスポットで、このサービスを提供しております。

さらに、当社グループ顧客企業の年末調整の負担を軽減するために顧客企業の従業員がクラウド上で年末調整に関する申告を行うことができる「簡単年調」のサービスを提供しております。

簡単年調

簡
単
年
調

クラウド+アウトソーシング=「簡単年調」

年末調整の負担を軽減するために顧客企業の従業員がクラウド上で年末調整に関する申告を行うことができる「簡単年調」



住民税徴収額更新アウトソーシング

市町村から送付される特別徴収税額の通知書の開封、内容のデータエントリー及び個人別の封入を行っております。このサービスも年末調整アウトソーシングと同様に給与(賞与)計算アウトソーシングを行っている顧客企業以外にもスポットで提供しております。

勤怠・人事システム

顧客企業の従業員の適正な勤怠把握・人事評価の基となる情報をデータとして管理できるシステムを提供しております。これは、他社のデータセンターで情報を管理するASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)の略称で、顧客企業がシステムを購入するのではなく、使用料を支払いのうえ、ネットワーク経由で使用する方式)によるシステムであります。

また、このデータは、マスタ情報として給与計算基幹システムに取り込むことが可能であります。

その他

その他のサービスとしては、マイナンバーの収集サービスやシステムの開発を行っております。また、給与(賞与)計算アウトソーシングに関連した機器販売も行っております。

マイナンバーの収集サービスについては、顧客企業の従業員本人から番号及び本人確認書類の提供を受け、本人確認を行った上で番号情報をデータ化するサービスであります。このサービスは、郵送の方法だけではなく、クラウド上でも行えるサービスとなっております。

システム開発については、給与計算等のアウトソーシングに付帯したシステムの受託開発・販売をしております。当社グループの給与計算基幹システムでは実現(処理)できない顧客企業特有の要望に対応すべく顧客企業独自のシステムを開発しております。例えば、専用の帳票出力、経理仕訳用データの作成及び有給休暇管理等のシステムがあります。

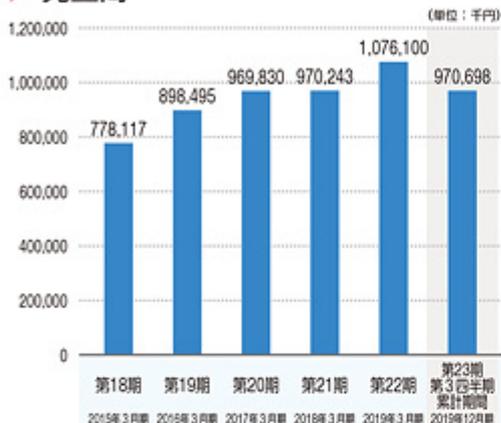
また、給与(賞与)計算アウトソーシングに関連した機器販売については、主として勤怠の打刻に使用する生体認証リーダーやICカードであります。

【事業系統図】



主な連結業績等の推移

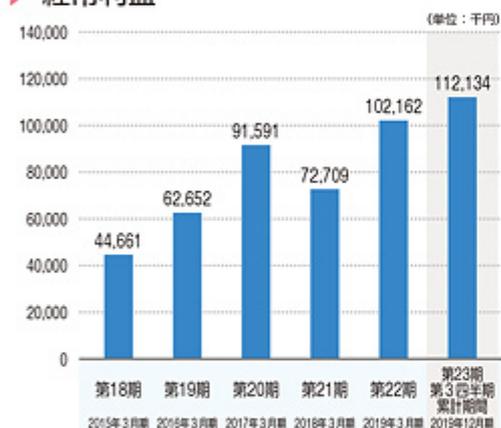
▶ 売上高



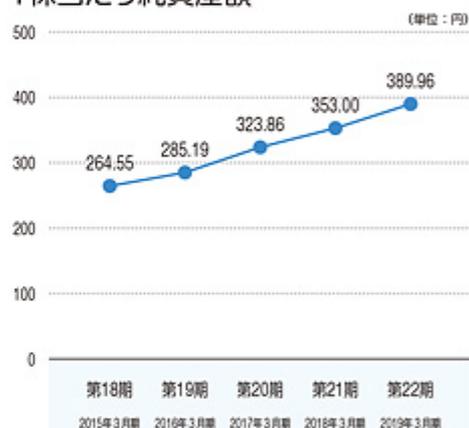
▶ 純資産額／総資産額



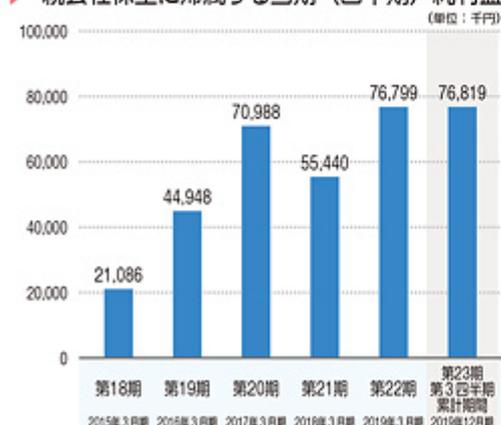
▶ 経常利益



▶ 1株当たり純資産額



▶ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



▶ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



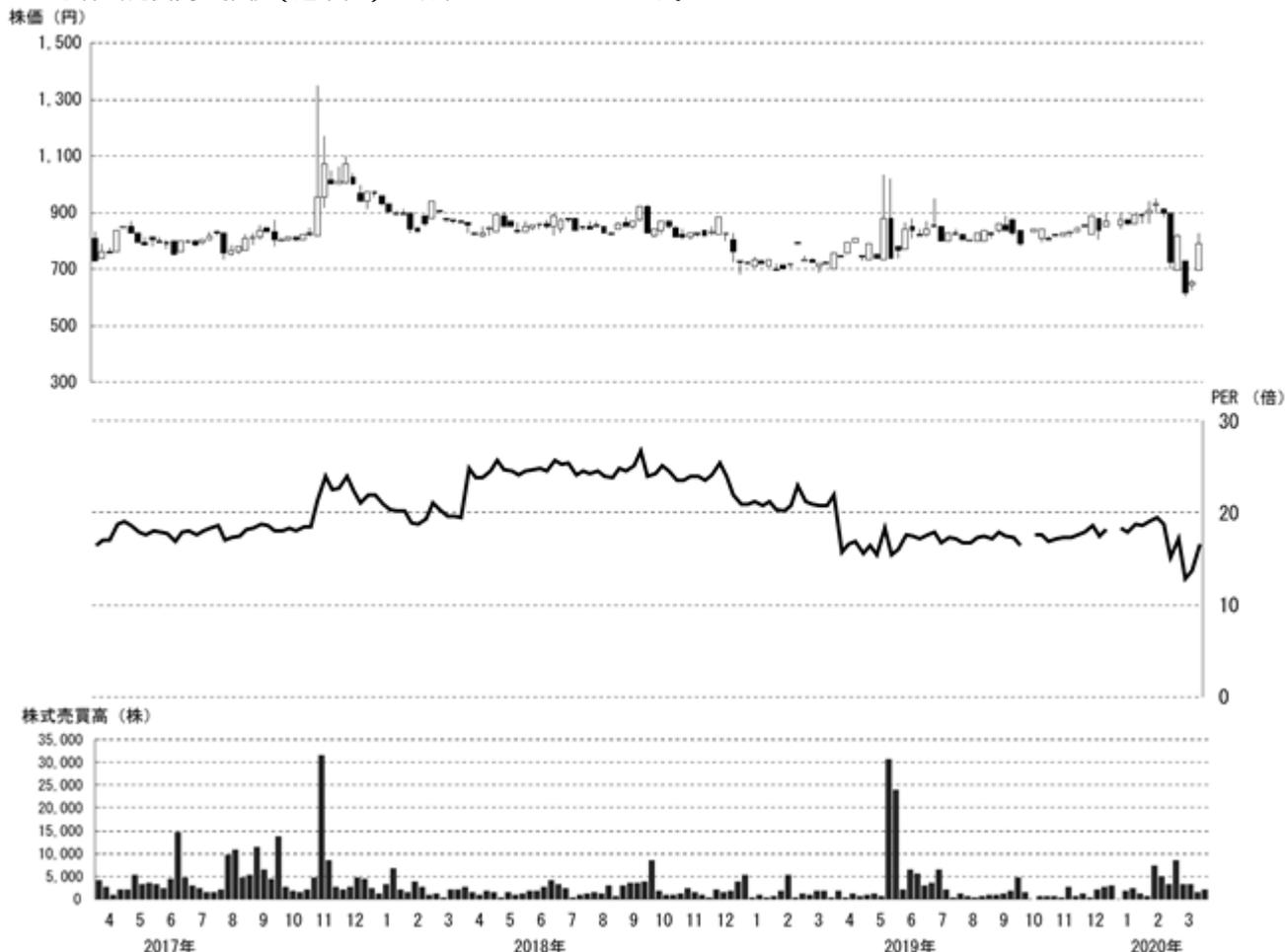
(注) 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第18期の期首に行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」を算定しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

2017年4月3日から2020年3月27日までの証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2017年4月3日から2018年3月31日については、2017年3月期有価証券報告書の2017年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2018年4月1日から2019年3月31日については、2018年3月期有価証券報告書の2018年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2019年4月1日から2020年3月27日については、2019年3月期有価証券報告書の2019年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【 大量保有報告書等の提出状況 】

2019年10月7日から2020年3月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期事業年度)及び四半期報告書(第23期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年4月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(2020年4月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設及び(2)重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(2020年4月7日)現在、以下のとおりとなっております。

(1)重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月日		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)エコミック	本社 (札幌市中央区)	ペイロール 事業	給与計算シ ステム更新	60,000		増資資金及 び自己資金 (注)2.	2021.01	2021.05	(注)3.
(株)エコミック	本社 (札幌市中央区)	ペイロール 事業	給与計算シ ステム	100,000		増資資金及 び自己資金 (注)2.	2021.04	2022.03	(注)3.

(注)1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金で不足が生じた場合は、自己資金をもって充当する予定です。

3. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

(2)重要な改修

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月日		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)エコミック	本社 (札幌市中央区)	ペイロール 事業	年末調整シ ステム改修	70,000		増資資金	2020.04	2020.09	(注)2.

(注)1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため記載を省略しております。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期事業年度)の提出日(2019年6月27日)以後、本有価証券届出書提出日(2020年4月7日)までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

(2019年6月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2019年6月26日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金8円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役として、熊谷浩二、荒谷努、生垣公彦及び水江司二を選任する

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、荒木俊和を選任する

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	13,816	290	0	93.48	可決
第2号議案					
熊谷 浩二	13,811	295	0	93.44	可決
荒谷 努	13,831	275	0	93.58	可決
生垣 公彦	13,830	276	0	93.57	可決
水江 司二	13,802	304	0	93.38	可決
第3号議案	13,823	283	0	93.53	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))に対する割合であります。

3. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月13日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月24日

株式会社 エコミック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸	卓	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村	彰夫	印
--------------------	-------	----	----	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコミックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エコミックの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エコミックが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

株式会社 エコミック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬戸	卓	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村	彰夫	印
--------------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコミックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミックの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月13日

株式会社 エコミック

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコミックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。